

二 前号に掲げるもののほか、スキー場の管理に関する基準その他他の教育委員会規則で定める管理の基準に従つてスキー場の管理を行わなければならない。

(管理の基準)

第四条 指定管理者は、開設期間に関する基準その他他の教育委員会規則で定める管理の基準に従つてスキー場の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、スキー場の管理に関する基準は、教育委員会規則で定める。

(秋田県立スケート場条例の一部改正)

第六条 秋田県立スケート場条例(昭和四十六年秋田県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もって」に、「新屋」を「新屋町」に改める。

第一条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

第二条第二項を削る。

第六条を削り、第五条を第六条とする。

第四条中「のできない事由により、」を「ができない理由により」に、「できなくなつた」を「できなくなつた」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第三条 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 秋田県教育委員会の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、スケート場の管理上支障が生じたとき。

第七条及び第八条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第七条 スケート場の管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 スケート場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

- 2 前条の規定によりスケート場の管理を指定管理者に行わせる場合における第一条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

本則に次の二条を加える。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休場日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従ってスケート場の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、スケート場の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表中「（第三条）」「（第四条）」に改め、同表第一の表中「ロツカ－使用料」を「ロツカ－使用料」に改め、同表の備考三中「秋田県アイスホッケー連盟」を「秋田県アイスホッケー連盟」に改め、同表の備考四中「ロツカ－を」を「ロツカ－」に、「ロツカ－使用料」を「ロツカ－使用料」に改め、別表第二(一)の表中「アマチユアスポーツ」を「アマチユアスポーツ」に改め、同表の備考一中「使用時間」の下に「が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間」を加え、「当該」を「当該」に、「として計算した使用料を徴収する」を「とする」に改め、同表の備考四中「の宣伝」を削り、「もつて」を「もつて」に改め、別表第二(二)の表中「アマチユアスポーツ」を「アマチユアスポーツ」に、「ロツカ－」を「ロツカ－」に改め、同表の備考一中「放送設備の」の下に「使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、」を加え、「当該」を「当該」に、「として計算した使用料を徴収する」を「とする」に改め、同表の備考三中「の宣伝」を削り、「もつて」を「もつて」に改める。

(秋田県立野球場条例の一部改正)

第七条 秋田県立野球場条例(昭和四十七年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もつて」に、「新屋」を「新屋町」に改める。

第六条を削り、第五条を第六条とする。

第四条中「のできない事由により、」を「ができない理由により」に、「できなくなつた」を「できなくなつた」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第三条 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 秋田県教育委員会の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、野球場の管理上支障が生じたとき。

第七条及び第八条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第七条 野球場の管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 野球場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、野球場の管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

本則に次の二条を加える。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開設期間及び開場時間に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従つて野球場の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、野球場の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表中「（第三条）を「（第四条）に改め、同表第三の表の備考一中「もつて」を「もって」に改める。

（秋田県立運動広場条例の一部改正）

第八条 秋田県立運動広場条例（昭和四十九年秋田県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県立向浜運動広場の項中「新屋」を「新屋町」に改める。

第八条を削り、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第五条 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 秋田県教育委員会の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障が生じたとき。

第九条及び第十条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第九条 運動広場の管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 運動広場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により運動広場の管理を指定管理者に行わせる場合における当該運動広場の使用についての第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

本則に次の二条を加える。

(管理の基準)

第十一條 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条に定めるもののほか、開設期間及び開場時間に関する基準その他の教

育委員会規則で定める管理の基準に従つて運動広場の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、運動広場の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表中「第五条」を「第六条」に改める。

(秋田県立総合プール条例の一部改正)

第九条 秋田県立総合プール条例（昭和五十八年秋田県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もって」に、「新屋」を「新屋町」に改める。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

第二条第二項を削る。

第六条を削る。

第五条中「できなくなつた」を「できなくなつた」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第三条 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 秋田県教育委員会の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、プールの管理上支障が生じたとき。

第七条及び第八条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第七条 プールの管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 プールの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務